

令和5年度

沖縄特区・地域税制 オンラインセミナー

参加費
無料



沖縄には「沖縄振興特別措置法」に基づく、**税の特例制度**があるのをご存じですか？

事業者の皆さま、その設備投資により税の特例が受けられるか確認してみませんか？
当セミナーでは、制度内容や申請のポイントのほか、活用事例などを説明いたします。
ぜひこの機会にご参加ください！

開催日時

Zoomにて開催

9/26 (火)

14:00~16:00

申込方法

※以下のQRコード、URL、検索キーワードからお申込みください

<https://zei.okinawa/form/>

沖縄特区 オンラインセミナー



沖縄県



(公財) 沖縄県産業振興公社

お問合せ

沖縄県産業振興公社 沖縄特区・地域税制等活用促進事業

<https://www.zei-tokku.okinawa/> TEL (098) 894-6377

(受付時間：8:30~17:15)

沖縄振興特別措置法に基づく税制特例措置

6つの特区・地域制度で、**高率の法人所得控除や投資税額控除、固定資産税の免除**などの課税の特例等があります。

**『設備投資の予定がある！』事業者様は、
ピンときたらぜひ当セミナーにご参加ください。**

活用のポイント

- ✓ **県内事業者・県外事業者問わず活用できます！**
- ✓ **導入設備ごとに1社何度でも活用可能！**
- ✓ **赤字の場合でも税を軽減できる場合があります。**

対象事業

製造業、情報通信業、倉庫業、卸売業、道路貨物運送業、電気業、
ガス供給業、金融関連産業、観光関連産業、旅館業・・・等

※これ以外にも対象となる事業がありますので、判断に困った場合は
お気軽にお問合せください。

設備投資の
予定がある

倉庫・工
場を建設
する予定
がある

こんな方はぜひ
ご参加ください

設備・機
械を導入
する予定
がある

観光関連施設
を建設・整備
する予定がある

対象資産

「機械・装置」「器具・備品」
「建物」「建物附属設備」「構築物」

優遇される税

国税・・・法人税
地方税・・・事業税、不動産取得税、
固定資産税 など

税の 軽減額 の例

「建物」「建物附属設備」「構築物」「機械・装置」「器具・備品」の合計額1000万円で試算
建物700万円 機械・装置等300万円とした場合

※ 国税・・・建物等700万円×8%＝56万円、機械・装置等300万円×15%＝45万円
合計101万円の投資税額控除

※ 地方税 ①不動産取得税 (評価額＝課税標準額 建物の取得価額の7割で計算、税率4%)
建物700万円×0.7×4%＝19.6万円

②固定資産税 (償却資産税)

(評価額＝課税標準額 建物の取得価額の7割で計算、税率1.4%、最長5年間利用可能)

建物700万円×0.7×1.4%＝6.86万円、機械・装置300万円×1.4%＝4.2万円

計11.06万円 5年間で55.3万円 地方税は合計で74.9万円の減免となります。

国税・地方税合計 **175.9万円 (投資額の17.6%)**

制度内容、対象施設等についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。



【ワンストップ相談窓口HP】

【お問い合わせ先】

(公財)沖縄県産業振興公社
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口

TEL : 098-894-6377

Mail : okitoku@okinawa-ric.or.jp

照屋、新里、多和田、伊志嶺、外間

沖縄特区 ワンストップ

検索